

診療所等物価支援事業

Q & A

令和8年4月

山口県健康福祉部医務保険課

1 支給対象

Q 支給対象は。

A 次の要件を満たす県内の診療所が対象となります。

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- (2) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと
- (3) これまでに「山口県診療所物価支援給付金」の支給を受けていないこと

Q ベースアップ評価料の届出や賃上げに関する要件はないのか。

A 診療所等賃上げ支援事業と異なり、本事業の給付金について、ベースアップ評価料の届出や賃上げは支給の要件になっていません。

Q 支給額を算定する際の「病床数」は、どのように数えればよいか。

A 令和7年8月1日時点の許可病床数で申請してください。休床分も含みます。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床があれば、その数を除いて申請してください。

Q 病床数が少ない有床診療所（病床数×1.3万円）は、無床診療所（1施設17万円）より支給額が少なくなるのではないのか。

A 病床数13床以下の有床診療所には、1施設当たり17万円を支給します。

有床診療所（病床14床） $1.3 \text{万円} \times 14 = 18.2 \text{万円} > 17 \text{万円}$
（病床13床） $1.3 \text{万円} \times 13 = 16.9 \text{万円} < 17 \text{万円}$

Q 開設者の本店が県外にあっても申請できるか。

A 山口県内に所在する診療所については申請できます。一方で、開設者の本店が山口県内にあっても診療所が県外に所在する場合、申請はできません。

Q 「医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給した実績があるが、今回の給付金の支給を申請して支障ないか。

A 上記支援金等を受給していても、今回の給付金受給は制限されません。

2 申請・支給について

Q 申請の受付期間は。

A 令和8年4月28日から同年6月1日までの間、申請を受け付けます。

Q 給付金はいつ支給されるのか。

A 令和8年6月中旬を目途に給付金をお支払いする予定です。

Q 法人として診療所を複数開設している場合、どう申請すればよいか。

A 開設者が同じ診療所については、なるべく取りまとめて申請してください。

Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 速やかに山口県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、決して行わないでください。

Q 光熱費・食材料費高騰対策支援金を受給した実績があり、今回の給付金も同じ口座への振込を希望する場合、預金通帳の写しの添付は省略できるか。

A 給付金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。

Q オンライン申請には「やまぐち電子申請サービス」の利用者登録が必要か。

A 不要です。給付金の申請ログイン画面でメールアドレスを入力し「ログインしないで申請する」ボタンを押すと「入力開始ページ」のURLと「仮受付番号」がメールで届きますので、そちらから申請手続きをお願いします。

Q オンライン申請したが、申請完了の自動配信メールが届かない。

A オンライン申請が正常に完了すると、申請直後、申請完了のメールが自動で配信されます。メールの受信フォルダ（迷惑メールフォルダ含む）にメールが届いていない場合には、再度、最初から手続きをお願いします。

Q メール・郵送で申請書を提出したが、受付・審査状況が分からず不安。

A 受付・審査状況等、ご不安がございましたら担当へお問い合わせください。

なお、どのような理由であっても、受付期間中に山口県医務保険課へ到達しなかった申請については給付金を支給できませんので、あらかじめご了承ください。

※メールによる申請については、メールを確認した旨を県から返信します。

送信から1週間たっても返信がない場合は、担当へお問い合わせください。